

議案第79号

城陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例等の一部改正について

城陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出
(2025年)

城陽市長 村田正明

城陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(城陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 城陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年城陽市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年城陽市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当する

業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

と認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3・4 略

（職員）

第23条 略

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）・（2） 略

3 略

（職員）

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第23条第1項各号のいずれかに該当する場合は、調理員を置かないことができる。

3・4 略

（職員）

第23条 略

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）・（2） 略

3 略

（職員）

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第23条第1項各号のいずれかに該当する場合は、調理員を置かないことができる。

2・3 略

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第23条第1項各号のいずれかに該当する場合は、調理員を置かないことができる。

2・3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第42条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。次条及び第44条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第23条第1項各号のいずれかに該当する場合は、調理員を置かないことができる。

2・3 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第45条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。

2・3 略

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域内に係る地域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第23条第1項各号のいずれかに該当する場合は、調理員を置かないことができる。

2・3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第42条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。次条及び第44条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域内に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第23条第1項各号のいずれかに該当する場合は、調理員を置かないことができる。

2・3 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第45条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域内に係る地域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。

ばならない。ただし、第23条第1項各号のい ずれかに該当する場合は、調理員を置かないこ とができる。	行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の 機関が行う研修を含む。）を修了した者（次 項において「保育従事者」という。）、嘱託医 及び調理員を置かなければならない。ただし、 第23条第1項各号のいづれかに該当する場合 は、調理員を置かないことができる。
2・3 略	2・3 略

(城陽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
第3条 城陽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年城陽市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいづれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいづれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年城陽市条例第18号）、城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年城陽市条例第19号）及び城陽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年城陽市条例第20号）について所要の改正を行いたいので、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第2項及び第46条第2項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項及び第34条の16第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参考条文

子ども・子育て支援法（抜粋）

（特定教育・保育施設の基準）

第34条 略

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。）を提供しなければならない。

3～5 略

（特定地域型保育事業の基準）

第46条 略

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

3～5 略

児童福祉法（抜粋）

〔設備及び運営の基準〕

第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

②・③ 略

〔設備及び運営の基準〕

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

②・③ 略

参考資料

城陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例等の一部改正条例要綱

1 改正の概要

(1) 職員による虐待対応の明文化

- ① 城陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（第25条関係）
他の法律から引用する虐待等の行為を定める規定を追加する。
- ② 城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第12条関係）
他の法律から引用する虐待等の行為を定める規定について、所要の改正を行う。
- ③ 城陽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第12条関係）
他の法律から引用する虐待等の行為を定める規定について、所要の改正を行う。

(2) 保育士人材の確保

- ① 城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第23条、第29条、第31条、第42条、第45条関係）
施設に配置する保育士について、地域限定保育士を配置することができる旨を規定する。
- ② 城陽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第10条関係）
施設に配置する保育士について、地域限定保育士を配置することができる旨を規定する。

(3) 健康診断の取扱いの弾力化

城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(第17条関係)

健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるることとする旨を規定する。

2 施行期日

公布の日